令和９年度七戸町会計年度任用職員募集要項

町教育委員会では、令和９年４月１日から任用を開始する七戸町会計年度任用職員を募集します。

●募集職種　スクールソーシャルワーカー（パートタイム会計年度任用職員）

●募集人員　若干名

●応募資格　臨床心理士・社会福祉士等の資格を有する者、または教育や福祉の分野において専門的な知識や経験、活動実績等のある者

●申込方法

「七戸町会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入し、資格証等の写しを添付し学務課に提出してください。

※提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

※業務従事証明書の提出を求める場合があります。

●申込締切

令和９年１月１３日（水）　午後５時必着（郵送可）

●選考方法

書類選考（七戸町会計年度任用職員申込書）並びに面接で行います。

※応募にあたって年齢の上限はありません。

ただし、以下に該当している人は応募できません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・七戸町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過していない人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

●面接選考日程等

１月下旬～２月上旬予定（後日通知します。）

●合否発表

受験をされた方に直接通知します。

●採用までの流れ

応募締め切り：令和９年１月１３日（水）

面接選考日：令和９年１月下旬～２月上旬

※選考に合格した場合、任用日が到来するまでは「内定」として扱われます。

●勤務条件

○勤務場所：子ども支援ルーム（七戸町役場七戸庁舎）

○勤務内容：学校・家庭・関係機関と連携し、児童生徒の問題解決に向けた総合的な支援業務

○勤務日・勤務時間：週５日（月～金曜日）、週３５時間（１日約７時間）

※学校の長期休業中の勤務は原則ありません

○週休日：土日

●任用期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

※勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合、再度任用される場合があります。

●報酬額等

○報酬：月額２１３，０７０円から２２７，０７０円

○手当：期末手当・勤勉手当

○支給日：翌月２１日

●加入保険

○市町村職員共済組合（健康保険）

○雇用保険

○労災保険

●通勤費

距離に応じて支給します。

●期末・勤勉手当

週１５時間３０分以上の勤務かつ任期が６か月以上の場合該当します。

６月と１２月に支給します。

●年次有給休暇

週の勤務時間や年間の勤務日数に応じた年次有給休暇が付与されます。

※その他（公民権行使等休暇、裁判員等出頭休暇、骨髄ドナー休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、不妊治療休暇、妊娠中の女性の母体・胎児健康保持休暇、、妊婦の通勤緩和休暇、妊婦の健康診断休暇、産前・産後休暇、育児時間休暇、、生理休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、忌引休暇、祭日休暇、夏季休暇、災害による住居滅失等休暇、災害又は交通機関の事故等による

出勤困難休暇、災害時の退勤途上危険回避休暇）
※無給の休暇（公務災害休暇、負傷・疾病等休暇、、介護休暇、介護時間）

●服務に関する規程の適用

会計年度任用職員についても、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されますのでご留意ください。

・服務の根本基準（地方公務員法第３０条）
・服務の宣誓（地方公務員法第３１条）
※服務の宣誓は、任期ごとに行う必要があります。
・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第３２条）
・信用失墜行為の禁止（地方公務員法第３３条）
・秘密を守る義務（地方公務員法第３４条）
・職務に専念する義務（地方公務員法第３５条）
・政治的行為の制限（地方公務員法第３６条）
・争議行為等の禁止（地方公務員法第３７条）
・営利企業への従事等の制限（地方公務員法第３８条）
※パートタイムの会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象外ですが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されます。また、町での勤務時間と、兼業先の勤務時間との合計が、労働基準法第３２条で定める労働時間（休憩時間を除き、1日８時間又は週４０時間）を超える場合は、原則、兼業先での勤務をすることはできません。また、これらの確認のため、営利企業への従事等に関し、報告を求めることがあります。

その他、町の服務規程等が適用され、かつ、分限・懲戒処分等の対象となるとともに人事評価制度の対象となります。

●留意事項

①条件付採用について

任期、勤務日数又は勤務時間の長短や前職の勤務実績の有無等にかかわらず、採用日から 1 か月間は、条件付採用となります（地方公務員法第２２条の２第７項)。また、採用後１月間の勤務日数が１５日に満たない場合には、その日数が１５日に達するまで（最長任期の末日まで）延長されます。なお、再度の任用の場合においても、その都度、条件付採用期間が設定されます。条件付採用期間中の職員は、地方公務員法第２９条の２の規定により、分限・懲戒処分の手続き等に関する規定の適用が除外されます。

②再度の任用について

任期については、手続なく更新され、長期にわたって継続して勤務が約束されるものではありません。年度ごとに新たな職として設定していきます。同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て任用が決定されます。なお、従前の勤務実績に基づく公募によらない再度の任用は、原則４回（当初の採用から原則５年）までとしています。毎年度公募すること

もありますので、予めご承知おきください。

●申込先・問合せ先

七戸町教育委員会学務課
〒０３９－２５９２
青森県上北郡七戸町字七戸３１番地２
TEL０１７６－６２－９７０１